

日本コンテンポラリーキルト協会 会則

2017年3月吉日 制定

2018年6月吉日 改訂

2019年6月吉日 改定

1. 会の名称

本会の名称は日本コンテンポラリーキルト協会（Japan Contemporary Quilt Association）とし、略称は JCQA とします。

2. 会の理念

キルトはもはや QUILT ではなくキルトとなり、日本の風土に根をおろし人をつなぎ、人の輪を作っています。長い染織の歴史を持つ日本でキルトは「うねり」となってその世界を広げているといえるでしょう。

祖先の偉大な足跡と現代の技術や素材が共鳴する中で、あたらしい日本のキルトは創り出されています。機音を聞きながら糸紡ぎを学び、染めては織りそして縫い、ほころべば繕い補強する…そんな先人達の記憶が、キルトという手仕事をとおしてよみがえります。ものを創り出す前向きな姿勢が自由な発想と最新の技術で、キルトをアートへと導いているように思えます。

ここに私たちは、日本コンテンポラリーキルト協会を発足させ、キルトの芸術性を追求しつつキルトの文化的側面を重視し、日本のキルト全体の向上と発展に貢献しようとするものです。伝統的なパターンを使っているとしてもそれを二義的に展開して斬新で自由な発想にもとづいて創作されるキルトはすべて「コンテンポラリーキルト」であると考えます。

日本文化の中で染織がゆたかに育まれてきたように、このキルトの糸を未来へとつないでいきたいと願っています。

3. 会の運営方針

当会は非営利団体で、会員の自主運営で成り立っています。

4. 会の目標

「キルトの芸術性を追求する。」

「日本にコンテンポラリーキルト美術館(仮称)をつくる。」

「文化的財産としてキルトを収集・保存する。」

「次世代をになうキルターを育てる。」

「グローバルなネットワークを構築する活動。」

が五つの柱ですが、2年に一度、新作作品を展示することを具体的な目標とし、西暦の奇数年に「日本コンテンポラリーキルト協会展」を開催しています。

5. 会の活動

「ホームページによる広報活動を行う。」

「展示会を開催する。」

「研究会を実施する。」

「出版物を刊行する。」

6. 正会員の入会資格と入会方法

日本コンテンポラリーキルト協会にご入会いただくには、国内外のキルトコンテストにおいて入選以上の経験のある方に限らせていただいておりますので、ご理解の上ご了承下さい。

入会申込書に必要事項を記入の上、郵送またはメールを送信ください。

7. 会員種別

会員は正会員、賛助会員、新設のJCQAネクスト会員の3種となります。

- 正会員は6項の要件を満たした方になります。会は自主運営のため、各種の役員を2年間担っていただくことがあります。
- 賛助会員は主に法人の方を対象とし、会の理念に賛同いただければ職種を問わずご入会いただけます。ホームページの相互リンクや各種催し物への参加や会員に対する講習会・説明会もしていただけます。
- ネクスト会員は、新しく「JCQAネクスト」を立ち上げ、国内外のキルトコンテストの経験のない方でもキルト技術向上を目的に、正会員の推薦により、会長が認めた方が入会できます。国内外のキルトコンテストの現状説明や入選までに必要な講習会に実費で参加することができます。特別に認められた時にキルトを展示することができます。その場合、展示費用の実費はお支払いいただきます。

8. 会費

- 正会員

入会金は5,000円です。再入会の場合は不要です。

年会費は年2万円です。

新規入会者は入会金と年会費を同時に納付していただきます。

12月に翌年の会費2万円を徴収いたします。

協会展示費用等につきましては、変動する場合があります。

郵送会員は次回の振り込み時から年間1000円追加していただきます。

- 賛助会員

入会金は無料、賛助金は年間 10,000 円です。

- ③ ネクスト会員

入会金は 5,000 円です。再入会の場合は不要です。

年会費は1万円です。

新規入会者は入会金と年会費を同時に納付していただきます。

12月に翌年の会費を徴収いたします。

郵送会員は次回の振り込み時から年間1000円追加していただきます。

なお、引き続き正会員になれる方は新たな入会金は必要ありません。

9. 役員

当会には、会長、会長補佐、事務局、書記、会計、会計監査、広報、イベント進行の役員を置きます。

役員は2年毎の展示会終了後に、正会員名を明記の上、投票により決定します。

会長の招集により、随時役員会を開催することができます。

10. 総会

会長の招集により、随時総会を開催することができます。

11. 退会勧告規定

① 2年に一度、新作作品を展示することを大きな目標にしていますので、展示できない正当な理由がない場合、退会をお願いすることがあります。

- 年間諸経費、協会展展示費用を3か月以上滞納した場合は、退会をお願いすることがあります。

③ JCQA 及び JCQA 会員に著しい迷惑行為を与えた場合、退会をお願いすることがあります
必要な提出物の期日、提出方法を守れない場合、退会をお願いすることがあります。

12. 休会

正会員が、やむを得ない事情により、2年に一度の新作作品を展示することができないと認められた場合には、退会せずに休会することができます。休会と呼んでいますが、2年に一度の新作作品の展示が免除されるだけで、他の行事には通常通り参加していただきます。

会費2万円も支払っていただきます。

休会の届け出は、理由を明記の上、原則 会長か事務局への郵送とします。

13. 退会

退会の届けは 退会の理由を明記の上、原則 会長か事務局への郵送とします。

お振込みいただいた年間諸経費・展示費用は、原則 返却いたしません。

14. 附則

- JCQA は 2005 年に発足し、2005 年 11 月 11 日から規約が施行されました。
- 現状に則わない個所の変更や、分かりやすくするため、2017 年 3 月に当会則を作成しました。
- 会費の項目において、会費を変更し、2018年6月に改訂しました。
- 会費の項目において、会費及び納付に変更が有り、2019年6月に改定しました。